

# 中小受託事業者との価格交渉についての会社方針

2025年11月1日  
株式会社日産フィナンシャルサービス

当社は、中小受託事業者（下請法の定義に同じ。）との長期的な信頼関係の下、共存共栄を図るため、中小受託事業者との価格交渉について、次の事項を会社方針とする。

## 1. 取引価格の引き上げ協議について

中小受託事業者から取引価格の引き上げ協議を求められた場合は、次の各号の通りの対応を致します。

- ① 取引価格引き上げの協議に誠実応じます。
- ② 中小受託事業者が説明を求めた事項について、必要な説明又は情報の提供をせずに、一方的に取引価格の額を決定することはいたしません。
- ③ 中小受託事業者から合理的な根拠の提示があったコストの上昇については、適切に取引価格に反映します。
- ④ 取引価格の引き上げの要請を一部又は全部拒否する場合には、具体的な理由及び根拠を中小受託事業者に提示いたします。
- ⑤ 取引価格の引き上げ協議を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをいたしません。

## 2. 取引価格の引き下げ協議について

当社が、中小受託事業者に取引価格の引き下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく当該引下げをした額を提示することなど、不合理な要請を行いません。

以上